破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第２６９号

徳島県板野郡北島町北村字鍋井61番地３
債務者　株式会社吉野建材
代表者代表取締役　船越　正義
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大道　　晋
4　破産債権の届出期間　平成21年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成21年10月29日午前10時30分
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４２号

岩手県下閉伊郡普代村第18地割字土取場11番地55
債務者　有限会社二又運輸
代表者代表取締役　二又　幸夫
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　治彦
4　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成21年10月６日午後１時30分
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１６３号

鳥取県倉吉市中河原530番地２
債務者　有限会社パナ電
代表者代表取締役　福井　孝良
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本美恵子
4　破産債権の届出期間　平成21年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月17日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４６号

兵庫県加古川市西神吉町大国259番地の１
債務者　有限会社高橋食料品店
代表者代表取締役　高橋　敏彦
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴司
4　破産債権の届出期間　平成21年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月29日午後２時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第９９２号

広島市西区南観音８丁目８番28―307号
債務者　三田　悦夫
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長井紳一郎
4　破産債権の届出期間　平成21年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月29日午後４時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８２号

兵庫県姫路市広畑区高浜町３丁目82番地２
債務者　立川浩也こと　立川　二男
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　志保
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３８３号

兵庫県姫路市広畑区高浜町３丁目82番地２
債務者　立川　妙子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　志保
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４０８号

兵庫県姫路市広畑区高浜町３丁目82番地２
債務者　立川　浩史
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　志保
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４０号

秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野103番地８
債務者　三浦　政鷹
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外山奈央子
4　破産債権の届出期間　平成21年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月１日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第４１２号

大分市王子西町７番４号
債務者　後藤　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野尻　昌宏
4　破産債権の届出期間　平成21年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月20日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２７９号

北海道旭川市豊岡14条６丁目５番６号
債務者　大上　　功
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　孝幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年９月10日午後３時25分
5　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８０号

北海道旭川市豊岡14条６丁目５番６号
債務者　大上恵美子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　孝幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年９月10日午後３時25分
5　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
旭川地方裁判所民事部